し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成20年5月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びオオタカの飛翔及び営巣が確認されているが、有識者からなる自然環境保全対策検討委員会を設置し、クマタカについては当該委員会における検討結果を踏まえた対策により工事の影響が少ない場所への営巣の移動に成功している。また、オオタカについては営巣木が本件区間から1km以上離れていること及び営巣木までの間に2つの尾根を介していることから、生息環境に与える影響は軽微であると認められる。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナツエビネ及びキンランの生育が確認されているが、工事施工前に確認調査を行い、工事による改変区域で生育が確認された場合には、移植を行うなど適切な措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、すべての発掘調査を完了しており、三重県教育委員会との協議により、記録保存等の適切な措置を講じている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、東紀州地域と名古屋圏及び近畿圏との広域高速交通ネットワークの形成及び定時性の確保等を主な目的とし、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成8年11月22日に都市計画決定され、平成19年11月30日に変更決定された都市計画と車線数を除き整合しているものである。

なお、本件事業の事業計画は4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、本件事業については、都市計画決定された区域の範囲内において、土工量、トンネル及び橋梁の施工延長、事業費等、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東紀州地域と名古屋圏及び近畿圏との広域高速交通ネットワークの整備が必要と認められるとともに、できるだけ早期に42号の安全かつ確実な代替機能の確保を図る必要があると認められる。

また、三重県知事等が組織する中部圏開発整備地方協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　三重県北牟婁郡紀北町役場及び同県度会郡大紀町役場

○国土交通省告示第四百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

葛根田川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県岩手郡雫石町

西根高倉山国有林

七五九林班　リ小班　一号から五号まで

い小班　六号、七号及び十一号から十三号まで

ワ小班　八号から十号まで

長山北葛根田国有林

七七四林班　い小班　十四号から三十一号まで

○防衛省告示第四十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年三月十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年三月二十三日（予備、同月二十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年三月十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年三月二十三日（予備、同月二十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。